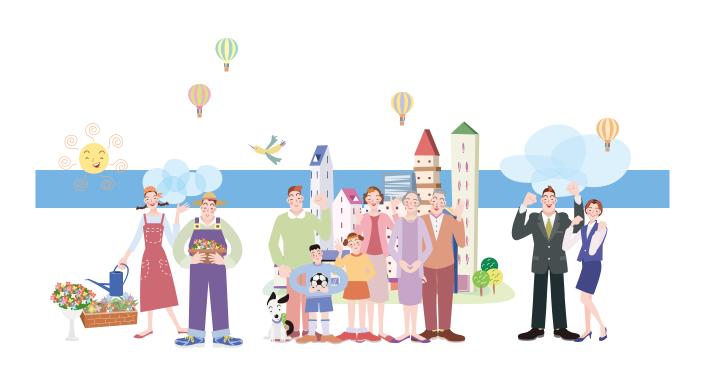
まなづる男女共同参画プラン

女性も男性も きらきらと輝く真鶴



真鶴町

はじめに

21 世紀を迎えた真鶴町をとりまく社会情勢は、少子高齢、格差社会、高度情報化等急速に変化しております。互いに支え合いながら、暮らしやすいまちづくりが何より求められています。 すべての町民が生き生きと安全で安心して暮らせるまちをめざ



すために、女性も男性も互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっています。

平成 11 (1999)年、男女共同参画社会基本法、また、平成 14 (2002)年には神奈川県男女共同参画推進条例が公布・施行されました。長い歴史の中で培われてきた男女の役割や性別による差別の撤廃によって、男女共同参画社会への推進は国・県だけの責務ではなく、町の大きな責務となっています。真鶴町では、女性行政として昭和 56 年から「婦人学級」、昭和 61 年から「女性セミナー」として活動していました。対象を女性ばかりに限定しないために、平成 7 年から「しおかぜセミナー」と時代にあった名称及び内容で推進してまいりましたが、さらなる男女共同参画社会の形成をめざし、「まなづる男女共同参画プラン 女性も男性も きらきらと輝く真鶴」を策定しました。

このプランによって、男女共同参画に関する意識の改革、女性の社会進出支援、安全・安心に暮らせるまちづくりへの男女のかかわり方を着実に図って行くことを期待しています。また、まちの将来像とこれを実現するための施策を明らかにし、総合的かつ計画的に事業を進める、第3次真鶴町総合計画「海と緑と太陽と・・・。ゆったり歩む ふれあいのまち 真鶴」及び関連計画と軌を一にしてその目的を達成していく所存であります。

今後も真鶴町は、町民の皆様や関係機関、諸団体、事業者などと連携し、男女共同参 画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層 のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました真鶴町男女共同参画プラン 策定委員会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係各位に心から 感謝とお礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

目 次

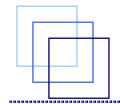
第1章 計画の基本的な考え方

	1.	計画の目的	6
	2 .	計画の性格・位置づけ	7
	3.	計画の期間	7
	4 .	計画の背景	8
		(1)社会環境の変化	8
		(2)意識調査の結果1	1
第2	章	基本理念・基本目標	
	1.	基本理念	6
	2.	基本目標1	7
	3.	施策の体系1	9
第3	章	計画の内容	
	【基	基本目標 】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり2	22
		1 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革2	22
		2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実2	24
		3 異性に対する暴力の根絶とメディアにおける人権の尊重2	26
	【基	基本目標 】	
		あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり2	28
		4 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進2	28
		5 男女の家庭生活と働き方の見直し・地域活動との両立支援3	30
		6 働く場における男女共同参画の推進3	12
	【基	基本目標 】男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり3	34
		7 生涯を通じた女性の健康支援の推進3	
		8 安全・安心なまちづくりの推進3	
	【基	基本目標 】男女共同参画社会の実現に向けた取り組み3	
		9 計画の推進と管理3	8

第4章 計画推進の体制

		庁内推進体制の整備	
第5:	章	資料編	
	1.	女性に関する施策の国内外の動き4	6
	2 .	男女共同参画(女性政策関係)に関するあゆみ4	8
	3.	主な条約・法律に関する内容55	3
	4 .	真鶴町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱5	6
	5.	真鶴町男女共同参画プラン策定委員名簿5	8
	6.	真鶴町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱55	9
	7.	真鶴町男女共同参画プラン策定までの経過6	1
	8.	町民参加の概要6	6

第 1 章



計画の基本的な考え方

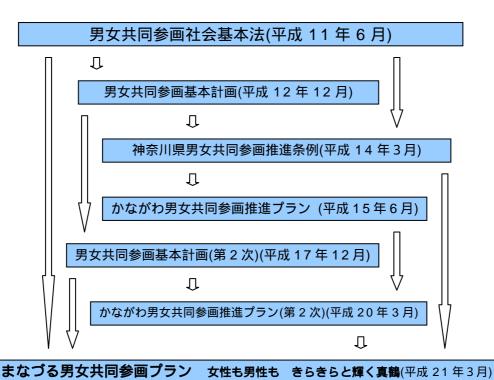
第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

近年、人々の価値観やライフスタイル ¹の多様化が進み、女性も男性と同じように 職場や社会などのさまざまな場所で活躍するようになってきました。しかし、「男は仕 事、女は家庭」というような固定的な役割分担意識や慣行等が社会にはまだまだ残って おり、そのことが女性の個性や能力の発揮、社会進出等の妨げになっているともいわれ ています。

こうした中、国の男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画でき、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を共有し、共に責任を担うべき社会」と定義しています。それを受けて神奈川県の男女共同参画推進条例では、「男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない」と制定しました。

町では、女性と男性が対等なパ-トナ-として、お互いの人件を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めていくために、将来像とし、ここに「まなづる男女共同参画プラン 女性も男性も きらきらと輝く真鶴」を策定しました。



1生活様式。特に、趣味・交際等を含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。

2. 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、町の進むべき方向と、目標を達成するための施策を明らかにするものです。さらに、町の施策・事業内容を町民に示すことにより、行政の役割を明らかにするとともに、計画に対する町民の理解と協力のもとに、家庭、職場、地域等での自主的活動や積極的な参加を促進するものです。

この計画は、国・県における男女共同参画計画を勘案しつつ、第3次真鶴町総合計画及び関連計画との整合を図っています。

この計画は、庁内の「男女共同参画プラン推進委員会」及び有識者や公募委員から 成る「男女共同参画プラン策定委員会」で検討し、町民からの意見・要望を尊重し、 反映しています。

【 真鶴町総合計画及び主な関連計画 】

- ・第3次真鶴町総合計画(平成18年3月策定)
- ・真鶴町次世代育成支援行動計画(平成 17年3月策定)
- ・まなづる健康づくり21実施計画(平成16年3月策定)
- ・真鶴町教育方針・重点施策(毎年度策定)

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 21 年度 (2009 年度) を初年度とし、おおむね 10 年間程度とします。

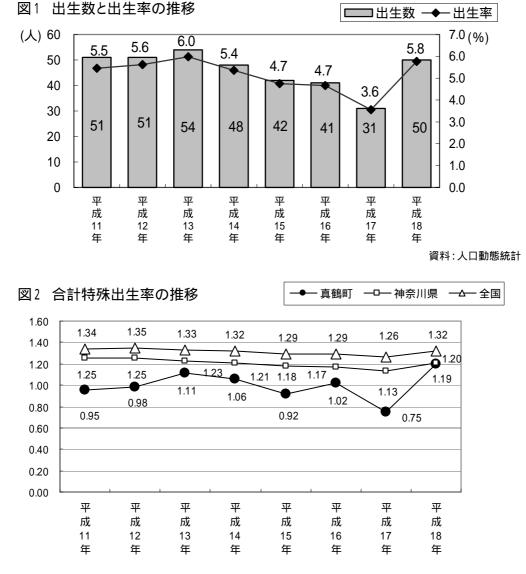
なお、計画の期間内であっても必要に応じて、適宜見直します。また、主な取り組み については、5年を目処に見直します。

4. 計画の背景

(1)社会環境の変化

少子化の進行

真鶴町における出生数と出生率 2 (図 1 参照)は、平成 11 年 (1999 年)から平成 17 年 (2005 年)にかけて減少しており、平成 18 年 (2006 年)においては 50 人 (5.0%)となっています。また、合計特殊出生率 3 (図 2 参照)は、全国や県に比べて低く、中でも平成 17 年は著しく低くなっております。



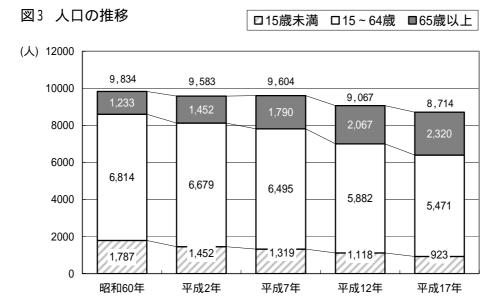
資料:人口動態統計

² 人口 1000 人に対する 1 年間の出産児数の割合。

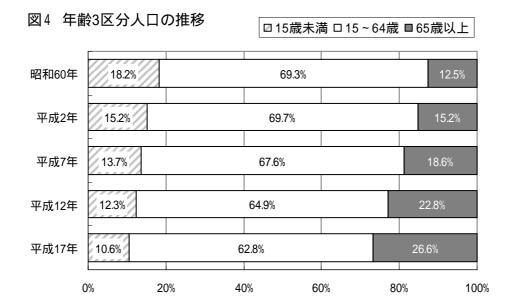
^{3 15} 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。

高齢化の進行

真鶴町の高齢者数(図3参照)及び高齢化率(図4参照)は増加の傾向にあり、平成17年国勢調査では高齢化率が26.6%となっており、県内において2番目に高い町となっております。

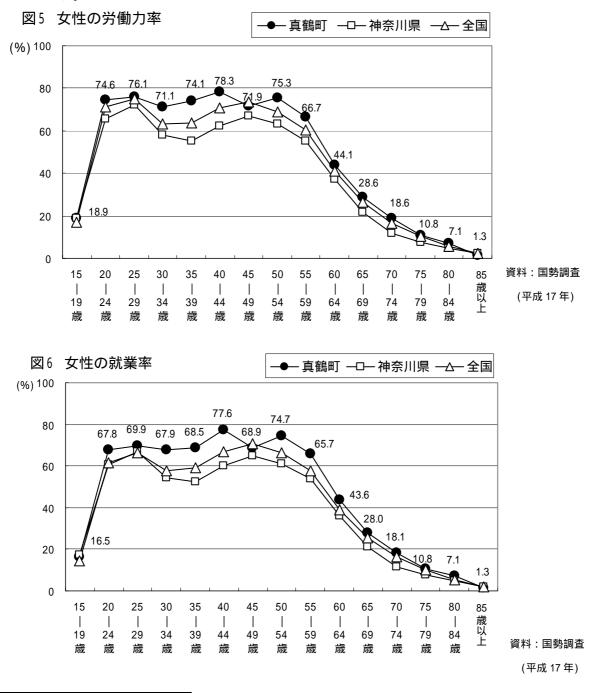


資料:国勢調査



女性の社会進出の進行

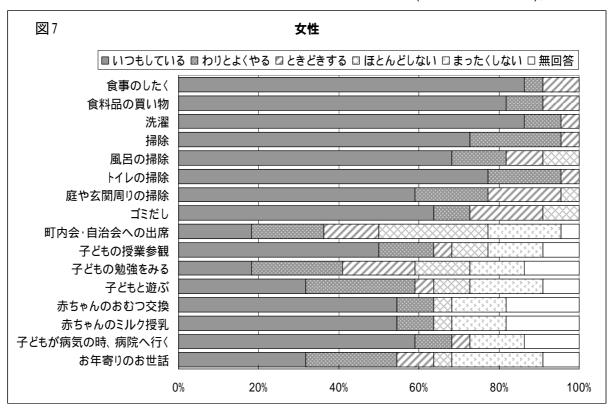
平成 17 年国勢調査における女性の労働力率 ⁴ (図 5 参照)は、M型曲線を描いていますが、真鶴町は、国や県に比べて 30 歳代の落ち込み方は低く、また、どの年代においても国や県より労働力率の割合が高くなっていることから、当町の女性の就業が年齢に関わりなく高いことがわかります。さらに、女性の就業率(図 6 参照)は、実際に就業している割合ですが、どの年代においても国や県より高く、M型曲線が崩れているのがわかります。

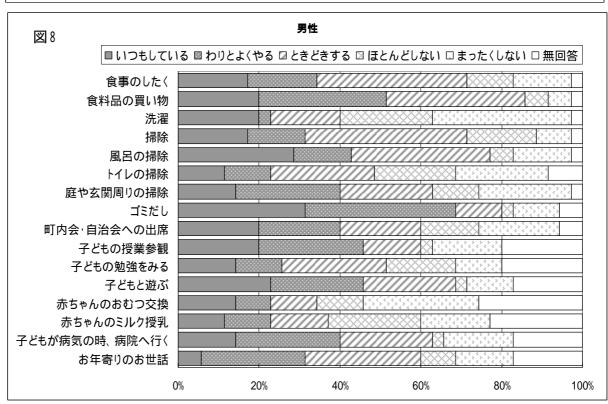


⁴ 生産年齢人口(15歳~64歳以下)に占める労働力人口(生産年齢人口のうち、労働の意思と能力を持つ者の人口)の比率。

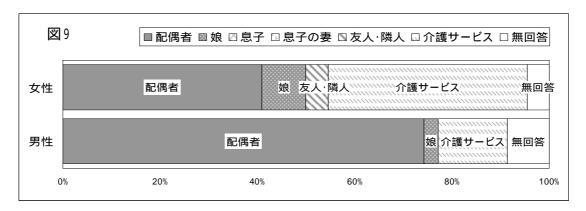
(2)意識調査の結果

(平成 19 年 5 月 23 日開催の男女共同参画入門講座参加者と町議会議員に意識調査実施:57 人回収率 100%) 問 1 あなたは次の家事・育児・介護等をどの程度やっていますか(過去の経験も含む)。

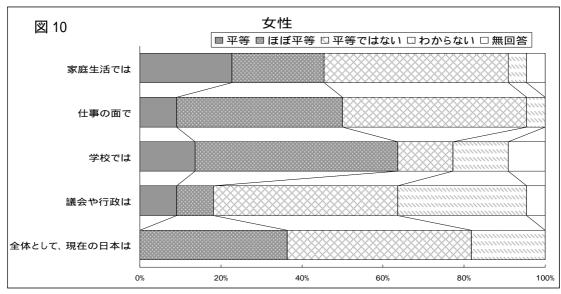


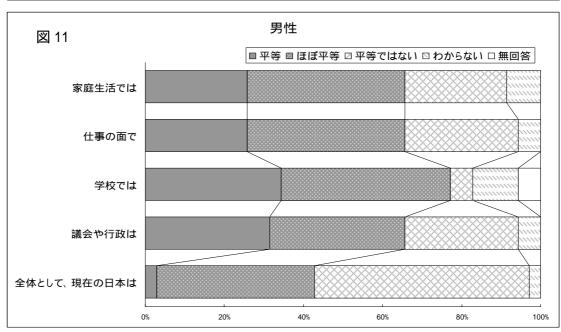


問2 あなたに介護が必要になったとき、だれに世話をしてほしいですか。

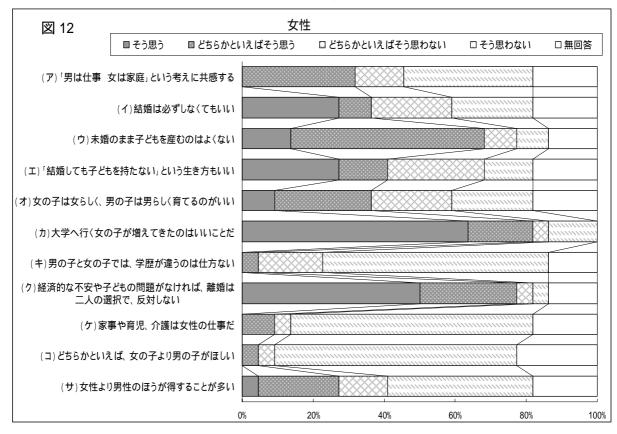


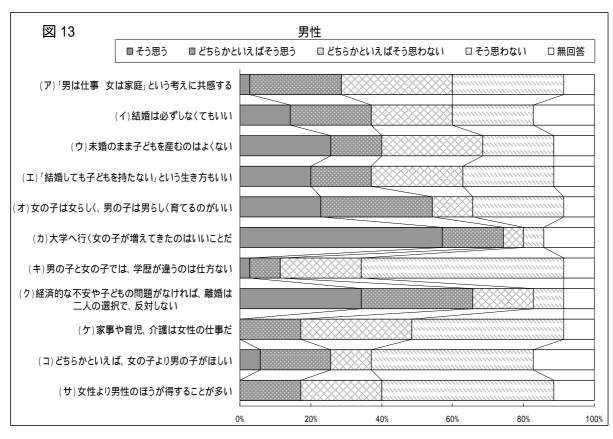
問3 あなたは次のような面では男女は平等だと思いますか。

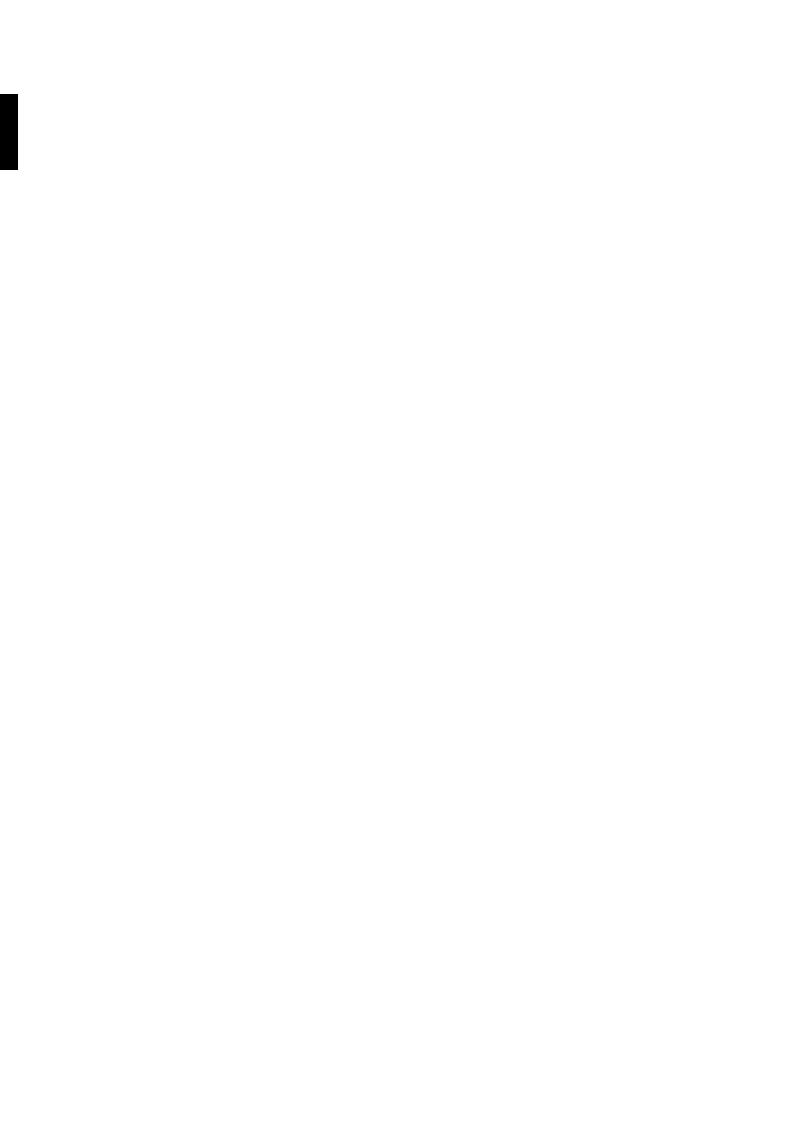




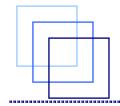
問4あなたは次のような考え方をどう思われますか。







第 2 章



基本理念・基本目標

第2章 基本理念・基本目標

1. 基本理念

女性も男性も きらきらと輝く真鶴

真鶴町の男女共同参画プランに基本理念として、「女性も男性もあらゆる活動に自らの意思によって参画し、助け合いながら、自分らしく元気に生きていくためのまちづくりを進めていくこと」を定めました。

一般的に「男性も女性も」と男性が先に記述されるのを、あえて反対に「女性も男性も」としたのは、女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重していくこと、キャッチフレーズの「きらきらと輝く」は、真鶴の海に太陽の光が反射したさまが、町民の一人ひとりが、あらゆる場面で個性と能力を発揮している様子とし、人の優しさにあふれた住みよい真鶴をめざすことを意図したものです。

2. 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざす基本理念に基づいて、4つの基本目標に向けて、家庭、学校、職場、地域さらに町民、事業者、町が力を合わせて取り組んでいきます。

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

真鶴町の男女共同参画プランを推進するためには、町民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、性別による固定的な役割分担意識や「男は仕事・女は家庭」といった社会制度や慣行の見直しが必要です。

そこで、基本目標 では、男女共同参画の理念に関する理解や意識の普及啓発を図る こととしています。

また、男女共同参画の視点に立った学校や家庭、生涯学習等を通して地域における男女平等教育を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

さらに、男女が対等な関係を築ける環境づくりを進めるため、暴力の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、異性に対する暴力の根絶とメディア等から人権を侵害している表現を排除するなど、人権に配慮した取り組みをめざします。

基本目標 あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり

基本目標 では、男女が社会における対等な構成員として、その個性と能力を十分に 発揮し、社会のあらゆる分野で参画を推進することとしています。

また、政策・方針決定過程に男女がともに参加し、決定に関わるための機会を確保し、 責任を分かち合えるように努めます。

また、家庭生活と職業生活・地域活動の両立を支援するために、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、さらなる家庭生活や地域活動への参画、現状では比較的少ない 男性の生涯学習への参加や、女性の参加が少ない自治会の役員等への参加推進等、家庭や地域において男女が支えあえる仕組みづくりを促進します。

そして、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場づくりを推進していく とともに、女性の就職や能力開発、地場産業等に携わる女性への支援体制を充実してい きます。

基本目標 . 男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標 では、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会を作るために、男女がそれぞれのライフスタイルや考え方の多様性を認め合い、各ライフステージ ⁵に応じた健康支援や性教育、相談、各種検診等の充実を図ることとしています。

また、防災や防犯等の分野においても、男女がともに参画し、お互いの立場から安全・ 安心について考えていく体制づくりを推進していきます。

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

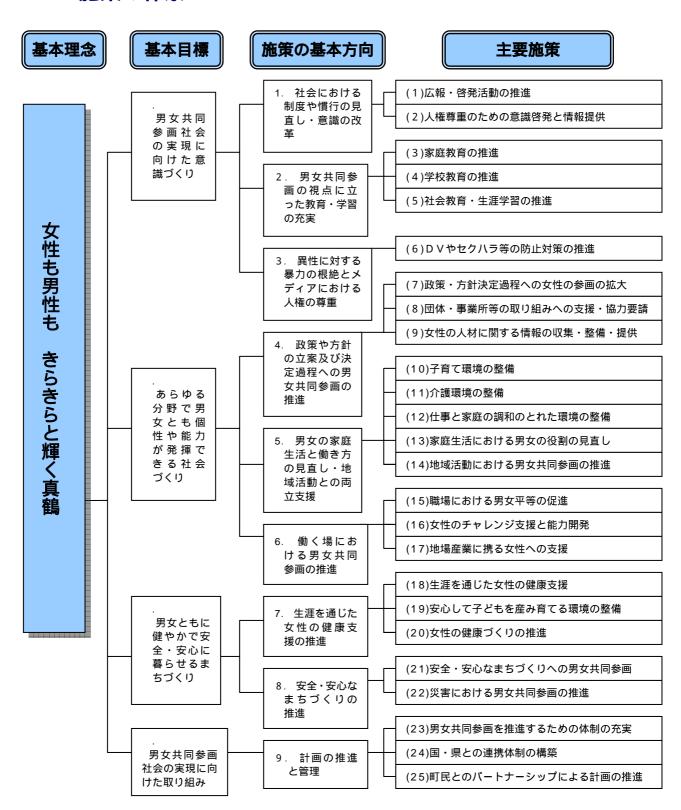
基本目標 では、計画を推進するために、職員一人ひとりの男女共同参画に対する意識の改革をし、庁内における推進体制を強化することにより、計画の実行性を評価することとしています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、国や県、近隣市町、その他関係機関との協力・連携体制の構築を図り、さらに、町民や事業者等とのまちづくりへの参画手法について考えていく体制づくりを推進していきます。

18

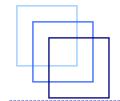
⁵ 人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期等と分けた、それぞれの段階。

3. 施策の体系





第 3 章



計画の内容

第3章 計画の内容

【基本目標 】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の基本方向 1 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

現状と課題

私たちの意識や社会の制度・慣行には、男女を固定的にみる意識や性別役割分担意識が気付かないうちに働き、一方の性に差別的に働いているものが少なくないといわれています。こうした意識は、意欲の低下や能力発揮の可能性を失わせ、男女がともに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現の妨げになっているともいわれています。

平成 19 年 5 月 23 日に実施した「真鶴町男女共同参画に関するアンケート調査」で、男女の平等について、家庭生活、仕事の面、議会や行政において、女性は、「平等でない」と約 5 割の方が回答していますが(P12 図 10 参照)、男性は、「平等」「ほぼ平等」と約 7 割の方が回答しています(P12 図 11 参照)。しかし、全体として、現在の日本について、女性は 5 割弱、男性は 5 割強の方が「平等でない」と回答し、男性優位の意識が強いことがわかります。

このことから、男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画に対する理解を深めていけるよう男女共同参画に関する諸施策の周知や意識啓発事業を推進する必要があります。

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(1)広報・啓発	男女共同参画の現状や女性に関	広報の活用と啓発資料の	企画調整課
活動の推進	する諸施策の周知を図るため、広報	配布	福祉課
	をはじめ、あらゆる機会や多種多様		
	な媒体を利用して、継続的な啓発活	情報提供体制の充実	
	動を推進します。		
(2)人権尊重の	性別による固定的な役割分担意	男女の人権・平等意識を	企画調整課
ための意識	識の解消や昔からの社会制度・慣行	形成する講座等の開催	福祉課
啓発と情報	の意識改革に向けて見直しを求め		生涯学習課
提供	るとともに、男女の人権や性の尊重	広報の活用と啓発資料の	
	について、講座等を通して意識啓発	配布	
	や情報提供を行います。		



施策の基本方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのためには家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きく、家庭、地域、学校のあらゆる場において男女平等を含めた人権教育を推進していく必要があります。しかし、「体力」や「身体構造」などを考慮する「区別」も必要です。「区別」と「差別」の違いの学習についても、あらゆる場で意識した教育を推進していく必要があります。

このことにより、子供のころから、男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育が求められます。

また、家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子どもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

さらに、女性も男性もそれぞれの個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。



主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(3)家庭教育の 推進	性別による固定的役割分担意識 にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報や情報提供、学習機会の充実を図ります。	家庭教育学級や講演会等 の開催	福祉課 生涯学習課
(4)学校教育の 推進	学校教育は、男女共同参画の意識 をはぐくむ重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等 教育を推進します。 また、男女とも自己の資質、適性 に合わせ、幅広い視野から進学先や 職業を選択できるよう、適切な進路 指導、職業意識の形成に努めます。	学校生活等における男女 共同参画に基づいた教育 の取り組み キャリア教育の実施による児童・生徒の職業意識、 生き方指導の充実の取り 組み 教職員に対する男女平等 に関する研修、研究等の 推進	教育総務課 福祉課
(5)社会教育・ 生涯学習の 推進	幼児から高齢者まで男女共同参画の意識を広く浸透させるために、 学習機会を充実します。また、男女 共同参画に関する図書や資料を充 実していきます。	男女共同参画に関する教室、講演会等の開催 男女共同参画の視点に基づいた図書、資料の提供	生涯学習課 企画調整課

施策の基本方向3 異性に対する暴力の根絶とメディアにおける人権の尊重

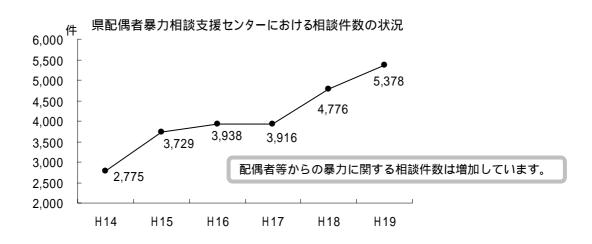
現状と課題

配偶者や恋人等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント ⁶、ストーカー ⁷等の被害者は年々増加し、その内容も深刻化してきています。

暴力は決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人からの暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在しやすいものですが、どのような関係であっても、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害といえ、多くの場合、その被害者は女性であり、「男女の人権の尊重」を掲げる男女共同参画社会を推進していくうえで重要な課題となっています。また、近年、未成年者の女子のいわゆる援助交際も大きな問題となっていますが、これは、売買春であり、許されないことです。

これらDV [®]等の暴力の根絶のために積極的に意識啓発を行っていくとともに、相談体制や支援体制を充実させていく必要があります。

また、身の回りには、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等、さまざまなメディアの情報があふれており、一部のメディアにおいては、性的側面だけを強調したり、性別による固定的な役割分担を肯定する情報を、そのまま取り扱ったものが見受けられることも少なくありません。そこで、メディアにおける人権に関する自主的な取り組みに期待するとともに、視聴者、読者がメディアからもたらされる情報を無批判に受け入れるのではなく、メディアの性質をよく知ったうえで、情報を読み解き、評価していく力(メディア・リテラシー)を向上させていきます。



⁶ 性的いやがらせ。特に、職場等で女性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。セクハラ。

⁷ 特定の個人に異常なほど関心を持ち、その人の意思に反してまであとを追い続ける者。

⁸ ドメスティック・バイオレンスの略。夫や恋人等親密な関係にある男性から女性に対する暴力。広義 には女性や子ども、高齢者や障害者等家庭内弱者への暴力を指す。

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(6) D V やセク ハラ等の防 止対策の推 進	異性に対する暴力は決して許さないという意識を広く社会に徹底するために、意識啓発に取り組み、関係機関と連携し、暴力の根絶を進めていくとともに、相談・被害者を図ります。 さらに、DVやセクハラを防止するために、関連法と相談窓口の間を図り、被害の潜在化を防ぐとともに、被害者相談への対応を強化する等支援体制を充実します。 メデイア等から人権を侵害している表現を排除する等、人権に配慮した取り組みを推進します。	関係機関によるネットワーク体制の確立 被害者保護のための連携体制の整備 相談支援体制の充実 人権教育の推進 町内公共施設、観光施設、事業所等へのポスターの掲示による意識啓発 相談窓口の周知と充実 講座、講演会等の開催 男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	関係 面 課 田 祖 教 生涯 教 生涯 親 課 課 課 課 課 課 報 ままままままままままままままままままままままま

【基本目標 】

あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり

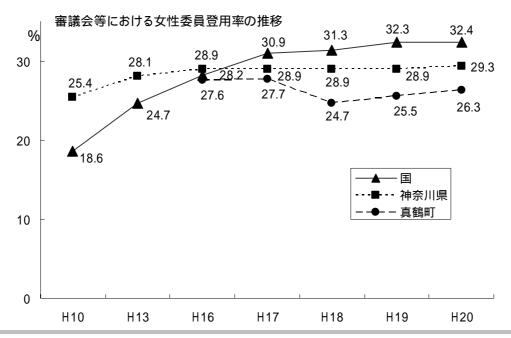
施策の基本方向4 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題

政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

国においては、平成32年(2020年)までに男女いずれか一方の委員数が、委員総数の10分の4未満とならない状況を達成するよう努め、女性委員の割合が少なくとも33.3%になることを目標に掲げています。真鶴町においても、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担う男女平等のまちづくりに向けて、町の政策や方針の立案から決定までの過程へ男女がともに関わっていくことが重要です。

今後は、審議会等への女性の参画の促進、指導的地位への女性の登用を積極的に行い、 女性の意見を把握する機会を増やす等、町の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 を進めていくことが課題です。



真鶴町の審議会等への女性委員登用率は、国や神奈川県と比較すると低いが、上昇しています。

国と県のデータは、内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策等の推進状況」より、町のデータは、「真鶴町第 4 次行政改革大綱」の女性・公募委員調査の数値を使用

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(7)政策・方針 決定過程へ の女性の参 画の拡大	政策や方針の立案・決定の場へ男 女双方の意見が反映されるよう、審 議会等における女性委員の割合を 35%とすることを目標として掲げ、 積極的に女性委員の登用を推進し ます。また、町女性職員の職域拡大 に努めるとともに、能力に応じた女 性の管理職への登用を推進します。	審議会等における女性委員率 35%達成の促進 公募等幅広い女性委員の 登用の推進	関係各課 企画調整課
(8)団体・事業所等の取り組みへの支援・協力要請	あらゆる機会を通じて、女性の登用等について、事業所、各種団体(経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体等)に協力を要請し、社会的気運の醸成を図るとともに、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)。に関する情報提供等により、実効性のある取り組みが行われるよう協力を要請します。	各種団体における女性の 登用の促進 各分野における情報提供 や協力要請	関係各課 企画調整課
(9)女性の人材 に関する情 報の収集・整 備・提供	女性の人材に関する情報を幅広く収集し、関係者が随時活用できるようなデータベースを作成し、女性リーダーの養成と発掘について積極的に取り組みます。また、地域で活躍できるような人材の育成を図ります。	人材育成と活躍のための 情報と学習機会の提供 女性の人材に関する情報 収集	生涯学習課

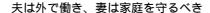
⁹ さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

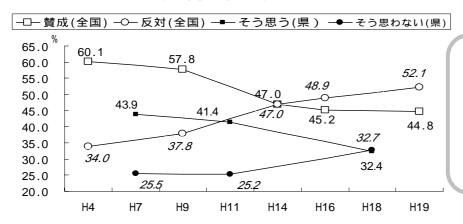
施策の基本方向 5 男女の家庭生活と働き方の見直し・地域活動との両立支援

現状と課題

ライフスタイルの変化や意識・価値観の変化に伴い、多様な働き方を可能とする環境 づくりが求められています。

平成 19 年 5 月 23 日に実施した「真鶴町男女共同参画に関するアンケート調査」で、家事・育児・介護について、女性は、ほとんどの方が町内会・自治会への出席の項目以外は、「いつもしている」と回答していますが(P11 図 7 参照)、男性は、ほとんどの方が庭や玄関周りの掃除、ゴミだし以外は、「ときどきする」と回答しています(P11 図 8 参照)。固定的な役割分担や考え方が男女間での家庭生活や地域活動の中にあることがわかります。このことより、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を、職場や地域社会に浸透させていくとともに、男女が、相互に協力し、社会の支援を受けながら、バランスのとれた生活スタイルの実現をめざしていくことが必要です。





県は県民ニーズ調査、全国は内閣府調査より作成 (備考)「わからない」(全国調査)、「どちらともいえない」又は「わからない」(県 民ニーズ調査)、無回答を含むため、合計しても100%にならない。

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(10)子育て環境	核家族化・少子化が進む中、地	学童保育所等による子育	福祉課
の整備	域の中で安心して子どもを産み、	て支援事業の整備	教育総務課
	健やかに育てることができるよ	子育て家庭への支援事業	生涯学習課
	う、男女共同参画の視点に立った	の充実	まちづくり課
	子育て支援体制の整備を推進しま	ノーマライゼーション、	
	す。	防犯や事故防止に対処し	
		た公共施設等の整備	

(11)介護環境の 整備	介護が一部の家族や女性だけの ものにならないよう、男女がとも に協力して介護にあたるよう意識 啓発を進め、仕事と介護が両立で きる支援体制や福祉サービスの整	図書館等でのボランティア活動の実施と支援 子育てに関する相談体制の充実 介護予防ボランティア育成講座等の実施 介護予防に関する情報提供	介護健康課
	備・拡充に取り組みます。	福祉サービスの拡充	
		介護に対する意識啓発	
(12)仕事と家庭の調和のとれた環境の整備	男女が働き続けながら、安心して育児・介護を行うことができるよう、家庭と仕事の両立支援制度の定着に努めるとともに、事業所における両立支援制度の導入等を促進します。また、育児・介護休業を取得しやすい環境の整備や、地域活動に参画できる職場環境の整備を推進します。	広報、ポスター、チラシ 等による情報提供と意識 啓発 労働時間の短縮と育児・ 介護休業制度の情報提 供・定着の促進 町職員の労働時間の短縮 と家庭と仕事の両立支援 の推進	産業観光課 管理課
(13)家庭生活に おける男女 の役割の見 直し	家庭生活における性別による固定的役割分担を見直し、家族全体で子育て・介護・家事の責任を担い、分担ができるような意識啓発のための講座を開催します。	家庭教育学級や講演会等の開催 男性も参加できるように配慮した家庭生活に関する講座等の開催	福祉課 介護健康課 生涯学習課
(14)地域活動に おける男女 共同参画の 推進	男女がともにさまざまな地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくとともに、暮らしやすい活力のある地域社会をつくるために、町民の主体的な活動の場を提供し支援していきます。	まちづくり活動支援事業 等の活用と充実 ボランティア団体、NP Oへの情報提供と支援 地域活動への積極的な参加の促進 町内一斉清掃、ビーチク リーンアップ等の実施	企画調整課 産業観光課 まちづくり課 環境防災課

施策の基本方向6 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。しかしながら、女性の働く場への参画は、性別による差別や、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が困難であること、能力を開発する機会が十分に確保されていないこと等の理由により、あまり進んでいません。

現在、労働力の流動化や就業形態の多様化等の経済構造の変化や少子・高齢化に伴い、将来予測される若年労働力の減少傾向等による社会環境の変化によって、女性を取り巻く就業環境は大きく変化しています。このためパートタイム労働、派遣労働、在宅就業、SOHO ¹⁰、NPO ¹¹等の就業形態の多様化に対応した良好な就業環境の整備が一層必要になっています。特にNPOについては、雇用の場として今後の展開が期待されます。

こうした中で、女性も男性も自らの能力を最大限に発揮し、未来を切り開く原動力となるためには、働く場における女性と男性の格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが必要です。



¹⁰ 会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

¹¹ 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う 組織・団体。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体、市民活動法人、市民事業体など。

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(15)職場におけ る男女平等 の促進	男女雇用機会均等法の普及に努めるとともに、事業所にポジティブ・アクション(積極的改善措置)の導入を促進します。また、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取り扱いの改善及び男女間の賃金格差が生じないような各種の取り組みを促進します。	広報、ポスター、チラシ等による情報提供と男女格差の是正のための啓発ポジティブ・アクション(積極的改善措置)への取り組みの促進男女雇用機会均等法等の	産業観光課
(16)女性のチャ	女性の職域拡大や再就職を希望	周知 県等の職業能力開発講座	産業観光課
レンジ支援 と能力開発	する女性を支援するため、県等関 係機関と連携して、能力開発や就	等の情報提供	教育総務課
C 8673/8070	職に関する講座等の情報提供を行います。また、進路選択の際に、	商工会等の紹介による就 労促進	
	男子向き・女子向きといった意識 にとらわれず、本人の適性と意欲 を生かせる、広い可能性の中で進 路選択ができるよう支援します。	進路選択の支援	
(17)地場産業に	地場産業等に従事する女性の労	家族経営協定 12 の普及と	産業観光課
携る女性へ	働負担を軽減し、働きやすい就業	促進	
の支援	環境をつくるため、家族等の協力 が得やすくなるような啓発活動の	地場産業後継者の育成と 支援	
	推進、また、農水産物の加工所や 直売所等で働く女性の支援を行う	地域活性化施設の整備と 充実	
	ことにより、地域おこしの立役者 となる人材の育成を図ります。	まちづくり活動支援事業 等の活用による事業の開 発と雇用の拡大	

¹² 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

【基本目標 】男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

施策の基本方向7 生涯を通じた女性の健康支援の推進

現状と課題

女性と男性では、身体的・生理的に当然差異がありますが、一人の人間として平等であることは言うまでもありません。男女がそれぞれの身体の違いを十分理解し合い、互いに思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現の前提となります。特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。女性が自らの身体について正しい情報を得て自分で判断しながら、生涯にわたって心も含めた身体の健康を維持していくことが必要です。



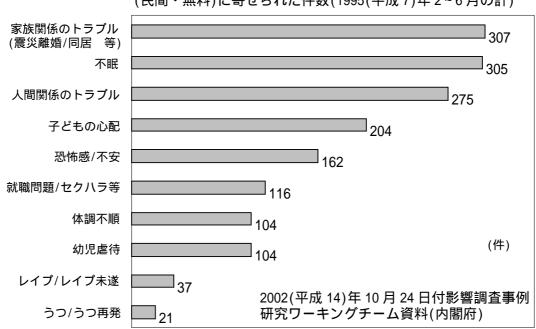
主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(18) 生涯を通 じた女性 の健康支 援	生涯にわたる女性の健康を権利として保証するため、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育、相談、各種検診体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等にわたる各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。	健康相談の開催 国保特定健診、住民健診、 高齢者健診の実施と充実 がん検診等個別検診の実 施 各種健康教室、疾病予防に 関する講座の開催と充実 女性専用外来に関する町 民への情報提供	介護健康課 町民課 国民健康保 険診療所
(19)安心して 子どもを 産み育て る環境の 整備	妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増加していることから、働く女性の母性保護と健康管理について啓発と施策の充実を図ります。	妊婦健康診査、両親教室等の実施 乳幼児健康診査、乳幼児健 康相談、親子教室等の実施	福祉課
(20)女性の健 康づくり の推進	心身ともに健康で元気な生涯が 過ごせるよう健康増進やスポーツ、レクリエーション活動を充実 するとともに、参加しやすい工夫 と環境づくりを推進します。	生活習慣病予防対策事業の実施健康づくり教室、健康づくり教室、健康づくり対象を	介護健康課 町民課

施策の基本方向8 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、安全で安心して 暮らせるように防犯体制の整備の必要があります。

また、防災や災害復興においては、被災時の避難や食料の確保等、避難場所での生活における責任が女性に集中することや、支援対策と被災者ニーズとの不一致等が問題となってます。このようなことから、最近の災害の教訓を踏まえ、男女のニーズの違いを把握した対応を進める等、女性の参画を促す取り組みが始まっています。そのため、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策を確立していく必要があります。



阪神・淡路大震災で「女性のこころとからだ」電話相談 (民間・無料)に寄せられた件数(1995(平成7)年2~6月の計)

阪神・淡路大震災の際には、復興に向けての家庭的責任が女性に集中し、家族関係のトラブルやストレス 等を訴える女性からの相談が多く寄せられました。

主要施策及び内容

主要施策	内 容	主な取り組み	担当課
(21)安全・安心	男女共同参画の視点における防災	地域における防犯パト	環境防災課
なまちづく りへの男女	や防犯への取り組みを推進し、すべ ての町民が安全で、安心して暮らし	ロール、子どもの見守 り活動等の実施	生涯学習課 まちづくり課
共同参画	ていける地域の確立を図ります。	防犯灯、道路照明灯の 設置	
(22)災害におけ	男女共同参画の視点に立った災害	男女のニーズに対応し	環境防災課
る男女共同	時の支援や復興対策を推進します。	た防災・災害復興体制	福祉課
参画の推進		の整備	介護健康課
		防災拠点・防災環境の	
		充実と周知	



【基本目標 】男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

施策の基本方向 9 計画の推進と管理

現状と課題

計画の実効性を高めるためには、男女共同参画の視点に立った施策事業が進められるよう、職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成をはじめとし、庁内の男女共同参画プラン推進委員会を発展させ、男女共同参画推進体制を強化していく必要があります。

また、男女共同参画の問題は政治、経済、文化等社会のあらゆる分野にわたっているため、たとえば、就労・社会保障の問題等町独自では解決できないものが多く見られます。そのため、関係各課と協議のうえ、国や県、近隣市町と協力・連携して進める必要があります。

さらに、町全体のあらゆる場面における男女共同参画の推進は、町民等と協力・連携 していくことが求められます。そのため、計画の進捗状況を把握・分析し、町職員だけ でなく、本町に関わる人すべてに公表していくことが重要です。

主要施策及び内容

主要施策	内容	主な取り組み	担当課
(23)男女共同	幅広い分野にわたる男女共同参	人権の尊重や男女平等意	企画調整課
参画を推	画の推進に向けて、関係各課が連	識に基づいた研修や学習	管理課
進するた	携しながら、総合的かつ計画的に	機会の開催	
めの体制	施策を推進することができるよ	職員の意識改革、能力開発	
の充実	う、職員の研修等を行い、男女共	及び人材活用	
	同参画の意識改革に努めます。		
		男女共同参画に関わる施	
		策について、庁内の推進委	
		員会にて、進捗状況を取り	
		まとめ、町民に公表	
(24)国・県との	男女共同参画社会を実現してい	国や県等が開催する講演	企画調整課
連携体制	く上での課題は多岐にわたり、町	会や研修会等の情報提供	
の構築	独自では解決しにくい問題を施策		
	に取り組むため、国や県、近隣市	法律上、財政上必要な施策	
	町、その他関係機関との協力・連	についての要望活動	
	携を図り、推進します。		
(25)町民との	男女共同参画の推進に関する施	男女共同参画に関する意	企画調整課
パートナ	策に取り組むとともに、町民、関	識・実態の把握	
ーシップ	係機関、団体等のまちづくりへの	計画の実施状況の把握と	
による計	参画を図り、心豊かで住みよい男	分析	
画の推進	女共同参画社会を確立します。	>3 I/I	



第 4 章



計画推進の体制

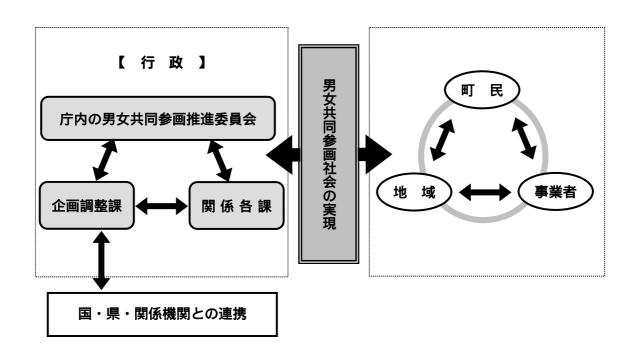
第4章 計画推進の体制

1. 庁内推進体制の整備

男女共同参画施策は広範囲にわたるため、この「まなづる男女共同参画プラン」の推進については、関係各課が協力・連携体制を構築し、全庁的に取り組みます。

さらに、庁内の男女共同参画プラン推進委員会において、「まなづる男女共同参画プラン」の推進状況を把握・検討し公表していきます。

また、国や県、近隣市町、その他関係機関とも協力・連携体制の構築を図り「まなづる男女共同参画プラン」を推進していきます。



2. 町民参加による推進

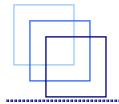
男女共同参画社会の実現を促進するためには、「まなづる男女共同参画プラン」について、町民一人ひとりが理解を深め、問題意識を持つことが大切です。

さらに、女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮する社会づくりのために、家庭、学校、職場、地域において、また、町民、事業者、町がそれぞれに人の優しさにあふれた住みよいまちづくりをめざして、連携・協働しながら「まなづる男女共同参画プラン」の実現を推進していきます。





第 5 章



資料編

第5章 資料編

1. 女性に関する施策の国内外の動き

1946(昭和21)年11月3日に公布された日本国憲法は基本的人権の尊重、民主主義と男女平等をうたった画期的なものでした。それから30年後の1975年6月に国連がメキシコ・シティで開催した世界女性会議¹³には、日本も含め世界の133か国が参加しました。「世界中で女性は男性と同じ権利を確保していない。また、実際に政治的、社会的、経済的及び文化的活動に平等の条件で参加しているわけではない」ことが確認されました。そして、「平等・開発・平和」の標語のもと、女性の地位向上、女性の抱えるさまざまな問題解決のために、10年間の「世界行動計画」が採択されました。日本政府は、さっそく9月に女性問題企画推進本部を総理府に閣議決定で設置しました。

日本では女性が「家事・育児・介護」を分担してきた長い歴史があり、今でも、男女が性別による役割分担にしたがって、生きている人が少なくありません。80 年代に入ると働く女性が増加する中で、職場における男女差別が問題になってきました。また、国連の「女子差別撤廃条約」 ¹⁴ の批准が日本政府に求められていたのですが、当時、結婚したら女性は退職、定年が男性より若い、「容姿端麗・25 歳まで・自宅通勤可能な人」という募集広告等があり、そのような慣行は職場における女性への差別であると指摘されていましたので、職場における女性差別禁止の法律として雇用機会均等法 ¹⁵ が 1985 年に公布されました。また、国際結婚の場合、父系血統主義と言って父親が日本人なら自動的に子どもは日本国籍となるのに、母親が日本人で父親が外国人の場合には、子どもの国籍は自動的に日本国籍にはならなかったのですが、これも女性差別であるので、日本政府は国籍法を改正して子どもの親のどちらかが、日本人であれば日本国籍を得られるようにしました。もう一つ、中学・高校の家庭科では男女別のカリキュラムが実施されていたのですが、これに関しても男女が共に同じことを学ぶように改正され(実施は 1994 年)ようやく日本政府は女子差別撤廃条約を批准することが出来ました。

1995年には北京で第4回世界女性会議が開かれ、女性があらゆる分野に積極的に参加すること、特に政治的分野への進出等が盛り込まれた行動綱領と北京宣言が採択されました。90年の後半からは、「性による差別」を分析するジェンダーという概念が登場し、社会的・歴史的にあらゆる分野で女性が十分に能力を発揮できないでいることが明らかにされるようになりました。

1999 年には男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律の目的は、「男女が、互

¹³ 正式名称は、国連婦人年世界会議。採択されたのは、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」。

¹⁴ 正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」。

¹⁵ 正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 1997 年と 05 年に大幅な改正があり、職場におけるセクハラや妊娠出産支援等が盛り込まれた。

いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の実現です。日本政府はこの法律にのっとって、行動計画を立て、男女共同参画を推進してきました。また、国だけではなく、全国の自治体も行動計画を策定して、地域のあらゆる場における男女の支えあい、助け合いを可能にするように求められています。

ここで使われている、男女共同参画と男女平等は基本的に同じ意味です。「参画」には、 決定過程にも男女がともに参加するという強い意思が込められています。憲法制定から 50 年以上経って、ようやく実質的な男女平等を日々の生活の中に実現していこうという機運 が盛り上がってきたのです。

2000 年を越えるころから、女性の抱える問題が社会的に注目されるようになってきました。たとえば、ドメスティック・バイオレンス(DVと略す)は配偶者や親しい恋人間に起きる暴力のことですが、圧倒的に被害者は女性です。それまで「家庭の中に法は入らない」とされてきたのですが、身体的・精神的、性的暴力によって相手を支配することに対して、法的な保護がなされるようになりました(DV防止法 ¹⁶は 2001 年施行、2004 年改正)。1997 年には、介護保険法が制定されました(2004 年改正)。この制度は、これまで親や夫の介護を妻・娘・嫁が担ってきたのを高齢化と共に社会全体で支えていこうという趣旨が込められています。また、バブル経済が破綻してから、若年層は経済的な弱者となったといわれ、女性も経済的な自立や、家庭の経済の分担から、働き続ける傾向が高まっています。そして、女性のライフスタイルの変化とともに、日本は急速に少子化が進んでいて、さまざまな対策が立てられていますが、日本の人口が減少する傾向は止まりません。女性の地位の向上、社会的進出は加速していますが、伝統的な家事育児の負担はまだまだ女性の肩に重いのも事実です。

このような社会の急速な変化の中で、私たちは互いに人権を尊重しながら、助け合う仕組みを再構築しなくてはなりません。たとえば、大きな災害が起きたとき、高齢者が元気に暮らしていくためや、働く母親が増えている現状で子どもたちの安全と能力の発達等、地域がどのように関われるのかが今問われているのが現状です。

この「まなづる男女共同参画プラン」が女性も男性も性別にとらわれないで、互いに輝き、助けあえるまちづくりに力を発揮できることを心から期待しています。

筆者:まなづる男女共同参画プラン策定アドバイザー 大学非常勤講師 大海篤子氏

¹⁶ 正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。

2. 男女共同参画(女性政策関係)に関するあゆみ

年	< 世界の動き >	<国内の動き>	<神奈川県の動き>
1945 (昭和 20)		・改正選挙法公布(婦人参政権)	
1946 (昭和 21)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等明文 化)(47年施行)	
1947 (昭和 22)		・改正民法公布(家父長制廃止)(48 年施行) ・第1回統一地方選挙、女性当選者町村長5人、都道府県議会23人、市区町村議員771人。 ・第1回参議院選挙、第23回衆議院選挙	
1948 (昭和 23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和 31)		・売春防止法公布(58 年施行)	
1961 (昭和 36)		・所得税法改正(配偶者控除制度新設)	
1965 (昭和 40)		・母子保健法公布、18 回改正	
1967 (昭和 42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択 (国連総会)		
1975 (昭和 50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコ シティ)世界行動計画、メキシコ 宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的 地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設 置、総理府婦人問題担当室業務開始	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976 (昭和 51)	・国連婦人の 10 年(~85 年) (国連総会)	・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公 布、施行	・県知事室に婦人関係行政の窓口設 置
1977 (昭和 52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・県県民総務室に婦人班設置 ・県婦人問題懇話会設置

1978			・新神奈川計画に婦人総合センター
(昭和 53)			(現在のかながわ女性センター)が
(#1111 00)			位置づけられる
1979	・ カフギ 叫物 威タ め ゼロ		
(昭和 54)	・女子差別撤廃条約採択		
	・国連婦人の 10 年(中間年)世界	・民法改正(配偶者の相続分改正)(81	・県県民部に婦人総合センター建設
4000	会議(コペンハーゲン)	年施行)	準備室設置
1980		园海园 L の 40 左中間左人民人業	・県下 20 女性団体による神奈川県
(昭和 55)		・国連婦人の 10 年中間年全国会議	婦人の地位向上グループ研究結果
		・初の女性大臣誕生(厚生大臣)	報告 発行
			・県婦人問題懇話会 提言「神奈川
4004	T L O \$ 450 D \$ 16 (\$\dag{\tau}\$)	・国内行動計画後期重点目標を設定	 婦人の地位向上プラン(仮称)の策
1981	・ I L O第 156 号条約(家族的責		定に向けて」
(昭和 56)	任条約)採択		・県下 10 女性団体による婦人問題
			 委託研究結果報告 発行
			・かながわ女性元年
			・かながわ女性プラン策定
			 ・かながわ女性会議結成
1982		県労働部に勤労婦人班設置	 ・県立婦人総合センター開館
(昭和 57)			・県県民部に婦人企画室設置
			 ・県労働部に勤労婦人班設置
			 ・婦人問題協議会設置
1983			・県審議会等への女性の参加推進要
(昭和 58)			綱制定
(-11-00)		. 国籍计《百籍计功证/八尺束扩关	
1984		・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義	
(昭和 59)		の採用)(85 年施行)	
	同連想しの40年の世界も公共	・パートタイム労働対策要綱制定	
	・国連婦人の 10 年の成果を検討	・国民年金法改正(専業主婦の基礎年	
1985	し、評価するための世界会議(ナ	金保証)(86 年施行)	
(昭和 60)	イロビ)	·男女雇用機会均等法公布(86 年施行)	
	・ナイロビ将来戦略採択	・女子差別撤廃条約の批准(86 年発効)	
		· ,	

		・西暦 2000 年に向けての新国内行動	・新かながわ女性プラン策定
1987		計画策定	・かながわ女性会議民間行動計画
(昭和 62)		· 所得税法改正(配偶者特別控除制度	「私たちの行動計画・かながわ」策
		新設)、施行	定
1988		. 兴脉甘油、江(34.0 味明生)	・婦人総合センター図書館に「山川
(昭和 63)		・労働基準法改正(週 40 時間制)	菊栄文庫」開設
4000		・新学習指導要領告示(高校家庭科男	・神奈川県婦人問題協議会を同女性
1989	・児童の権利に関する条約採択	女必修)	問題協議会に名称変更
(平成元)		・パートタイム労働指針告示	
1990			
(平成2)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告		
(175,2)			
			・新かながわ女性プラン改定実施計
		・育児休業法公布(92 年施行)	画策定
		・新国内行動計画(第一次改定)策定	・県県民部婦人企画室を同女性
1991		371 E 1 313 E 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	政策室に、県立婦人総合センターを
(平成3)			同かながわ女性センターに
			名称变更
			・県審議会等の委員への女性の登用
			推進要綱制定
1992	・環境と開発に関する国連会議	・介護休業制度等に関するガイドライ	
	(リオデジャネイロ)	ンの策定	・逗子市に女性市長誕生
(平成4)		・初の婦人問題担当大臣誕生	
	・国連世界人権会議(ウィーン)	・パートタイム労働法公布、施行	
1993	ウィーン宣言採択	・憲政史上初の女性議長誕生	
(平成5)	・女性に対する暴力の撤廃に関す		
	る宣言採択		
		・内閣に男女共同参画推進本部設置	
	・ILO175 号条約(パートタイ	・総理府に男女共同参画室、男女共同	・第1回東アジア女性フォーラム
	ム労働に関する条約)採択	参画審議会設置	(現アジア女性友好交流会議)をか
1994	・アジア・太平洋における女性の	・児童の権利に関する条約批准	ながわ女性センターにて開催
(平成6)	地位向上のためのジャカルタ宣	・全国初の女性警察署長誕生	
	言採択	・初の女性最高裁判事就任	
	・国際人口・開発会議(カイロ)	・初の女性宇宙飛行士スペースシャトルに搭乗	
		・民間航空機初の女性パイロット誕生	

1995 (平成7) 1996	・第4回世界女性会議(北京)NG Oフォーラム開催、北京宣言、行 動綱領採択	・育児休業法改正(介護休業制度)公布 (98年施行) ・ILO156号条約(家族的責任条約) 批准 ・優生保護法を改正、母体保護法とし	・県に女性副知事誕生・神奈川県立かながわ女性センター
(平成8)		て公布、施行 ・男女共同参画 2000 年プラン策定	の今後の運営について(答申)
1997 (平成 ⁹)		・労働基準法改定(女子保護規定撤廃) ・男女雇用機会均等法改正 (女子差別禁止、セクハラ防止義 務)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限)	・かながわ新総合計画 2 1の「 共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置づけ・かながわ女性プラン 2 1 策定・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足
1999 (平成 11)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施 行(女性の参画の促進)	・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険法の施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する 法律(ストーカー規制法)公布・施行 ・児童虐待防止法公布・施行 ・全国初の女性知事誕生(大阪府)	・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置
2001 (平成 13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律(以下、「配偶者暴 力防止法」という。)公布・施行	・配偶者暴力相談窓口設置
2002 (平成 14)		・児童虐待防止法施行	・県男女共同参画推進条例公布・施 行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置

2003 (平成 15) 2004 (平成 16)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布(05年全面施行) ・少子化社会対策基本法公布・施行・配偶者暴力防止法改正・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者へ適用拡大、育児休	・県かながわ男女共同参画推進プラン策定(03 年度から概ね 5 年間)
	M (0 C C C T T T T T T T T T T T T T T T T	業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行)	
2005	・第 49 回国連婦人の地位委員会		
(平成 17)	「北京 + 10」世界閣僚級会合開催	,	女性キャリア又抜セノダーを設直
	(ニューヨーク)	・介護保険法改正	
2006	 ・第 1 回東アジア男女共同参画担	・男女雇用機会均等法改正(間接差別	・周かかがわりい沖宝老士授プニン
2006	・毎 凹凩アンアカメ共回彡回担	禁止、男性を含むセクハラ禁止)(07	* 宗かはかひひ V 阪舌白又抜ノフノ
(₩ C + 1 40)	火土压合合即供(市高)	·	等 中
(平成 18)	当大臣会合開催(東京)	年施行)	策定
(平成 18)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行)	策定
(平成 18)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の	策定
(平成 18)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08 年施行)	策定
(平成 18)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正	策定
	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パ・ランス)	策定
2007	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進の	策定
2007	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	策定
2007	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・児童虐待防止法改正	策定
2007 (平成 19)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・児童虐待防止法改正 ・配偶者暴力防止法施行	策定 ・県かながわ男女共同参画推進プラ
2007 (平成 19) 2008	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・児童虐待防止法改正 ・配偶者暴力防止法施行 ・児童虐待防止法施行	
2007 (平成 19)	当大臣会合開催(東京)	年施行) ・母体保護法改正(未執行) ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・児童虐待防止法改正 ・配偶者暴力防止法施行	・県かながわ男女共同参画推進プラ

3. 主な条約・法律に関する内容

条 約

・女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。条約に加入した国々は政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女性への差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められる。男女平等の法的根拠となる条約。(1979年採択、日本は1985年批准)

・国際労働基準(ILO条約)家庭的責任条約(第 15 6 号条約) 男女労働者、とく に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約

男女の労働者が、子供や近親者の面倒を見るために職業生活に支障をきたさないように各種の保護や便宜を提供し、家族的責任と職業的責任とが両立できるようにすることを目的とした条約。労働時間の短縮、転勤の場合配偶者や子どもについて配慮、パートタイム労働者とフルタイム労働の平等、男女ともとれる育児休暇、看護休暇などを認めることなどが内容に盛り込まれている。(1981年採択、日本は1995年批准)

·第4回世界女性会議行動綱領

1995 年 9 月に北京で開催された第4回世界女性会議において、世界中の女性の平和・平等・開発を促進するために、「女性の権利は人権である」という立場で、各国政府、自治体、国民の責務を明らかにし、具体的な行動指針を表明したもの。(1995 年 9 月 15 日採択)

法 律

・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくための基本法。 (1999年6月23日公布)

・男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

働く女性が性別によって差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようにするために、募集・採用という職業生活の入口における男女の均等な機会を保障した法律。 2回の改正により、「男女双方への差別の禁止」「間接差別の禁止」「妊娠・出産などを理由にした不利益な取扱いの禁止」「セクハラ防止への事業主の措置義務の追加」などの進捗が あった。(1985年6月1日公布(1986年4月1日施行) 1997年4月1日改正(1999年4月1日施行) 2006年6月15日改正(2007年4月1日施行)

・D V 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

DVは、パートナーから家庭の中で暴力を受けており、犯罪である。特に、被害者の多くは 女性で人権問題である。被害者の保護を目的とした法律。改正によって、暴力を肉体的なも のから、精神的・性的暴力まで定義を広げ、加害者には被害者とその子への接近を裁判所が 禁止することができるようになった。2001 年 4 月 13 日公布(2001 年 10 月 13 日一部施行) 2004 年 6 月 2 日改正(同年 12 月 2 日施行)、2007 年 7 月 11 日改正(2008 年 1 月 11 日施行)

・労働基準法 (女子保護規定の撤廃)

労働基準法は労働に関する諸条件を規定している労働関係の法律の中心的な法律。改正によって、女性の時間外・休日労働・深夜業に関する規制を取り除き、男女が均等の扱いを受けられるようになった。1997年6月18日改正(1999年4月1日施行)

・育児、介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律)

一歳未満の子どもの養育(最長1歳6月まで)と「要介護」状態にある家族の介護(最長93日)のために、休業ができるための法律。また、休業することによって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止している。育児休業法は1991年5月15日公布(92年に施行)育児・介護休業法は、1995年6月9日公布(同年10月1日一部施行、1999年4月1日施行) 2004年12月8日改正(2005年4月1日施行)

・介護保険法

高齢者介護を国民全体で支える高齢者福祉制度を定めた法律。介護を必要とする状態でも自立した生活ができるよう、また、介護予防を通じて支援する仕組み。1997 年 12 月 17 日公布(2000 年 4 月 1 日施行) 2005 年 6 月 29 日改正(2006 年 4 月 12 日施行)

・次世代育成支援推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のため、国・地方公共団体による取組だけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主も行動計画を策定する義務を制定(300人以下は努力義務)したもの。2003年7月16日公布(2005年4月1日施行)

・少子化社会対策基本法

安心して子育てのできる社会の実現に国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本法。 不妊治療に言及しているのが特徴。(2003年7月30日公布、同年9月1日施行)

・パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

パート労働者の重要性が増大していることに対応して、正社員との間に賃金・教育訓練・福利厚生などの差別が禁止(義務化)、正社員への転換のチャンスの保障、労働条件の明示など改正後に盛られた。1993年6月18日公布(同年12月1日施行)、2007年6月1日改正(2008年4月1日施行)

・児童虐待防止法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。2000年5月24日公布(同年11月20日一部施行、2002年4月1日施行)2007年6月1日改正(2008年4月1日施行)

・母子保健法

母親、乳児、幼児の健康の保持と増進のために、保健指導、健康診査、医療などによって保護・支援する法律。1965 年 8 月 18 日公布、18 回改正、最終改正 2008 年 6 月 18 日 (未施行)

・母体保護法(優生保護法)

不妊手術人工妊娠中絶に関する事項を定め、母性の生命健康を保護することを目的とする法律。1948年7月13日(優生保護法、同年9月11日施行)、1996年3月31日、母体保護法に改正(同年4月1日施行)、最終改正2006年6月2日(未執行)

・児童買春、児童ポルノ禁止法

(児童買春、児童ポルノに関わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

子どもに対する性的搾取や性的虐待は人権侵害であるという立場から、児童買春や児童ポルノを処罰すると同時に、それらによって心身に有害な影響を受けた子どもの保護を目的とした法律。1999年5月26日公布(同年11月1日施行) 最終改正2004年6月18日

・ストーカ - 規制法(スト - カ - 行為等の規制等に関する法律)

ストーカー(つきまとい)行為等を処罰し、被害者に対する援助等を定めた法律で、ストーカー行為の被害から守るためのもの。2000 年 5 月 24 日公布(同年 11 月 24 日施行)

4. 真鶴町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、真鶴町男女共同参画プラン(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定するため、真鶴町男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)男女共同参画プラン策定について、協議及び検討を行うこと。
 - (2) その他男女共同参画プラン策定について、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定委員会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1)知識を有する者
 - (2)町内の各種団体関係者
 - (3)一般公募による町民
 - (4)関係行政機関の職員
 - (5)その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画プランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会は、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 (意見等の聴取)
- 第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

5. 真鶴町男女共同参画プラン策定委員名簿

(敬称略)

			(カメイシャロ ノ
役職	氏 名	所属団体等	区分
委員長	宮 坂 美 勝	人権擁護委員	2号
副委員長	朝倉信子	元社会教育委員	5 号
委 員	濱口淑子	教育委員	1号
委員	横山公	民生委員児童委員	2号
委員	二藤昇	商工会青年部	2号
委 員	松本悟	商工会青年部	2号
委 員	湯 浅 不二子	一般公募	3号
委員	熊 本 優 子	一般公募	3号
委員	玉 邑 恵 子	一般公募	3号
委 員	石 井 正 純	かながわ女性センター管理企画課長 (平成 19 年 5 月 31 日まで)	4号
委 員	三橋克美	かながわ女性センター副館長 (平成 19 年 6 月 1 日から)	4号
アドバイザー	大 海 篤 子	武蔵工業大学非常勤講師	

事務局	井上準一	企画調整課長
争伤问	岩本祐子	女性行政及び文化行政担当

6. 真鶴町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴町男女共同参画プランの策定に向けて、各課等の調整及び施策 の総合的な推進を図るため、真鶴町男女共同参画プラン推進委員会(以下「推進委員会」 という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)真鶴町男女共同参画プランの原案の策定に関すること。
 - (2)真鶴町男女共同参画プランにかかわる各課等との調整及び推進に関すること。
 - (3) その他男女共同参画プランの推進について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長には副町長を、副委員長には企画調整課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第6条 推進委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、真鶴町男女共同参画プランの原案の策定に必要な資料収集、研究及び協議を行う。
- 3 作業部会は、各所属の長が推薦する職員等により随時構成するものとし、企画調整課長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 推進委員会及び作業部会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会、作業部会の運営について必要な事項 は、推進委員会の会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

真鶴町男女共同参画プラン推進委員会委員

I	職	名		
	В	ıŢ		剤
画	調	整	課	肾
	理	課		景
	民	課		子
境	防	災	課	툱
	祉	課		景
護	健	康	課	剤
ち	ブ ・	(I)	課	長
業	観	光	課	骨
民 健 康	保 険	診 療 所	「事 務	景
育	総	務	課	長
涯	学	習	課	骨
	画 境 護 ち 業 健 育	画 調 理 民 防 強 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	町 画調整 理 課 民 課 境 防 災 強 課 護 健 康 ち づ く り 業 観 光 民健康保険診療所	町 調 整 課 理 課 日 では、

7. 真鶴町男女共同参画プラン策定までの経過

年 月 日	内容
平成 19 年 4 月 1 日	真鶴町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱策定・施行
平成 19 年 5 月 15 日	真鶴町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱策定・施行
平成 19 年 5 月 18 日	真鶴町男女共同参画アドバイザーが大海篤子先生に決定
平成 19 年 5 月 23 日	第 1 回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	プラン策定に関する手順の方法
	真鶴町の的確な現状認識の手法
	具体的な目標とその実現手段の明確化
平成 19 年 5 月 23 日	第1回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会
	委嘱状の交付
	経緯、策定までのスケジュール、意識調査の実施について
平成 19 年 5 月 23 日	真鶴町男女共同参画入門講座の開催
	講演:~身近な気づきが、新しいあなたを発見!~
	「東海大学教授 大山七穂」さん
	真鶴町男女共同参画プラン策定のための意識調査を実施
平成 19 年 6 月 21 日	第 1 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会作業部会
	真鶴町に策定されている関連計画の拾い出し作業
平成 19 年 6 月 22 日	第2回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	意識調査の集計結果分析及び何が重要課題か検討
	策定委員会の今後の持ち方について
平成 19 年 7 月 13 日	第 2 回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会
	意識調査の集計結果報告について
	体系図へのパブリックコメント実施方法について
平成 19 年 7 月 13 日	第3回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	策定委員会からの重要課題に対する意見整理
	体系図への枠組みの方法
平成 19 年 8 月 17 日	第4回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	体系図への枠組みの作成検討
	パブリックコメントの実施について、推進委員会及び策定委員会で
T-10 T-10 T-10	の検討方法
平成 19 年 8 月 26 日	真鶴町男女共同参画入門講座を開催
	講演:~心の健康、考えましょう~
	「臨床心理士 ヴィヒャルト千佳こ」さん

平成 19 年 9 月 18 日	第 1 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会
	策定までの作業スケジュール(案)について
	男女共同参画プランの体系図(案)について
	パブリックコメントの方法(案)について
平成 19 年 9 月 28 日	第3回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会
	男女共同参画プランはなぜ必要か
	パブリックコメントに用いる体系図(案)の検討について
平成 19 年 9 月 28 日	第 5 回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	パブリックコメントに用いる体系図(案)の検討について
	プランの原案を策定していくためのスケジュールについて
平成 19 年 10 月 5 日	体系図(案)に対する町民からの意見募集
	(平成 19 年 10 月 5 日から平成 19 年 11 月 27 日まで)
平成 19年 10月 19日	第6回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	プランの原案について(成果品は何にするか)
平成 19年 11月 30日	第 7 回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	体系図(案)に対するパブリックコメントの結果について
平成 19年 12月 21日	第8回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	プランの原案について(章ごとの検討)
平成 20 年 1 月 17 日	第 2 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会
	体系図(案)に対するパブリックコメントの結果について
	施策事業照会について
	20 年度のスケジュールについて
平成 20 年 1 月 25 日	第 9 回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	プランの原案について
平成 20 年 2 月 5 日	第 4 回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会
	体系図(案)に対するパブリックコメントの結果について
	プランの原案について
	20 年度のスケジュールについて
平成 20 年 2 月 5 日	第 10 回真鶴町男女共同参画プランアドバイザー打合せ会
	体系図(案)に対するパブリックコメントの結果について
	プランの原案について
	20 年度のスケジュールについて
平成 20 年 5 月 19 日	第 2 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会作業部会
	真鶴町の子育て支援について考えてみよう
	真鶴町の働く場における男女共同参画の推進について考えてみよう
	ワークショップ形式により女子職員全員で作業

平成 20 年 6 月 27 日	第3回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会作業部会			
	プラン(案)について			
	施策別実施予定事業担当課について			
	20 年度の作業スケジュールについて			
平成 20 年 7 月 30 日	第 4 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会作業部会			
	プラン(案)について			
	プラン施策事業実施計画書(案)について			
	第2回作業部会(女性職員)時での意見報告について			
平成 20 年 8 月 11 日	第3回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会			
	プラン(案)について			
	プラン施策事業実施計画書(案)について			
	女性の登用に関する数値目標率について			
	20 年度の作業スケジュールについて			
平成 20 年 8 月 20 日	第 5 回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会			
	プラン(案)について			
	プラン施策事業実施計画書(案)について			
	女性の登用に関する数値目標率について			
	20 年度の作業スケジュールについて			
平成 20 年 9 月 12 日	男女共同参画フォトコンテストの写真募集(P64 参照)			
	「テーマ:女性も男性も きらきらと!」			
	(平成 20 年 9 月 12 日から平成 21 年 1 月 30 日まで)			
平成 20 年 10 月 1 日	真鶴町男女共同参画プラン(案)に対する町民からの意見募集			
	(平成 20 年 10 月 1 日から平成 20 年 10 月 30 日まで)			
平成 20 年 11 月 25 日	第 4 回真鶴町男女共同参画プラン推進委員会			
	プラン(案)について			
平成 20 年 12 月 2 日	真鶴町議会全員協議会			
	プラン(案)について			
平成 20 年 12 月 16 日	第 6 回真鶴町男女共同参画プラン策定委員会			
	プラン(案)、ダイジェスト版(案)、事業実施計画(案)について			
	プランお披露目会について			
	フォトコンテスト表彰式について			
平成 21 年 3 月 17 日	まなづる男女共同参画プラン策定お披露目会(P65 参照)			
	プラン策定報告			
	フォトコンテスト表彰式			
	講演:~働き方、暮らし方を輝かせよう!~			
	「武蔵工業大学非常勤講師 大海篤子」さん			

男女共同参画

『女性も男性も きらきらと!』フォトコンテスト



応募締切:平成21年1月30日(金)

※ 作品は随時受け付けていますので、撮影されたらお早めにご応募願います。

まなづる男女共同参画プラン策定にあわせ、フォトコンテストを開催します。 真鶴町内で撮影した写真で、内容は、女性も男性もさまざまな人々が職場 で働いている様子、ボランティアなどで活躍している様子、趣味や娯楽での 様子、日常生活の様子など、きらきらと輝いている表情の作品を募集します。



応募資格

真鶴町内在住・在勤・在学の方または町内の団体に所属されている方で、プロ・アマは問いません。

応募方法

六つ切りか四つ切り(ワイドも可)作品で、デジタルカメラによる作品も可。 ホームプリントや組み写真、加工写真は不可とします。

応募票を切り取って明記し、作品裏面に貼り付けて、応募先に直接持参または郵送してください。

応募規定

- (1) 応募作品は、1人5点までとし、入賞は1人1賞とします。
- (2) 応募作品は、本人が撮影した未発表のオリジナル作品のものとします。
- (3) 応募作品の返却はいたしません。
- (4) 出品料は無料です。
- (5) 入賞作品の版権、使用権は主催者に帰属し、男女共同参画活動 PR のために使用させていただきます。
- (6)入賞作品のフィルムまたはデジタルデータを指定日までに提出していただきます。提出がない場合や加工が認められた場合は、入選を取り消しさせていただく場合があります。
- (7)被写体の肖像権侵害等の責任は負いかねます。応募の際は被写体本人の承諾と広報等への使用許可を得てください。万一、第三者と紛争が生じた場合は、応募者ご自身の責任と費用によって解決していただきます。

賞

入賞者若干名に対し、賞状、副賞等を贈呈します。

(入賞者本人には、平成21年2月に直接通知します)

表彰

平成21年3月に開催予定の男女共同参画プラン策定記念講演会の中で表彰します。

写直展等

審査会終了後から男女共同参画プラン策定記念講演会までの間、 すべての応募作品による写真展を開催します。(期間は未定)



応募・問い合わせ

〒259-0202 真鶴町岩244-1 真鶴町 企画調整課 20465-68-1131 (内線321)

■主催:真鶴町

真鶴町男女共同参画プラン策定委員会

■後援:神奈川県立かながわ女性センター 真鶴町教育委員会 真鶴町社会教育委員会議 真鶴町人権擁護委員会 真鶴町民生委員児童委員協議会 真鶴町商工会青年部

< 応募票 > すべての欄にご記入ください。個人情報は、当コンテスト以外の用途には使用いたしません。 写真展の際には、※欄のみ掲載させていただきます。

作品タイトル	*				
撮影日時	*	※ 真鶴町			
撮影方法	フィルム ・ デジタル	フィルム ・ デジタルデータ			
フリガナ		年齢性	別 在勤()		
名 前	*	男・	在学()		
(ニックネーム)	()	歳	団体()		
住所(含)	(🛣)				

〈男廿共同参画社会とは〉

「男女が、社会の対等な 構成員として、自らの意 思によって社会のあらゆ る分野における活動に参 画する機会が確保され、 もって男女が均等に政治 的、経済的、社会的及び 文化的利益を享受するこ とができ、かつ共に責任 を担うべき社会」 一男女共同参画社会

-男女共同参画社会 基本法より-

お待たせしました!

「女性も男性もきらきら輝く真鶴」の船出で~す



このプランは、女性も男性もあらゆる活動に自らの意思によって参画し、助け合いながら、自分らしく元気に生きていくためのまちづくりをめざしています。

お披露目会を開催し、町民の皆様と一緒に、やさしさあふれる住みよい真鶴にしていくために、お祝いしたいと思います。お誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。



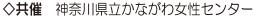
◇日時 3月17日(火) 午後2時~4時

◇場所 真鶴地域情報センター 1階 映像ホール

◇内容 ●「まなづる男女共同参画プラン」策定報告会

- ●「女性も男性もきらきらと!」のフォトコンテスト表彰式
- ●講演会 テーマ「働き方、暮らし方を輝かせよう!」 講師 武蔵工業大学非常勤講師 大海 篤子 さん (真鶴町男女共同参画プラン策定アドバイザー)
- ◇定員 60人(申込順)
- ◇申込方法 直接または電話でお申し込みください。
- ◇申込期限 2月27日(金) ※定員になり次第締め切ります。
- ◇託児 おおむね2歳以上就学前のお子様の託児をご希望の方は、申込時に申し出ください。
- ◇参加記念品 事前に申し込まれた方は、当日会場にて記念品をお受け取りください。 (数に限りがあります)

写真展は 2月 25 日~3月 17 日まで



口申し込み・問い合わせ 真鶴町役場 企画調整課 TL68-1131 (内線321)

8. 町民参加の概要

真鶴町男女共同参画プラン体系図案に関する町民意見募集の結果について

1.募集期間

平成 19年 10月 5日(金)~11月 27日(火)

2.募集方法

- ・広報「真鶴」平成 19年 10月号で意見募集のお知らせ
- ・町のホームページへ体系図案の登載、意見募集のお知らせ
- ・男女共同参画コーナー(3箇所 = 45枚)における募集用紙等の配布
- ・講演会「しおかぜセミナー」における募集用紙等の配布 (9/11 80 枚、10/9 56 枚、11/27 32 枚、3 回 = 121 枚)
- ・町議会議員(12 枚)、推進委員(12 枚)、策定委員(10 枚)、策定委員関係者 (9 枚×10 人 = 90 枚)における募集用紙等の配布
- ・報道機関への情報提供

3. 意見提出方法

意見回収箱に投函、電子メール、郵送、ファクシミリ

4. 意見を寄せてくれた人数

年齢別性別	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	不明	計
男性	2	1	1	2	2	8
女性	4	1	2	2	0	9
計	6	2	3	4	2	1 7

5. 項目別の意見件数

項目	意見数		
基本方針 . 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	7		
基本方針 . あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり	2 4		
基本方針 . 男女とも健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり	7		
基本方針 . 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み	1		
プランや体系図全体に関して			
計			

真鶴町男女共同参画プラン案に関する町民意見募集の結果について

1.募集期間

平成 20 年 10 月 1 日(水)~10 月 30 日(木)

2.募集方法

- ・広報「真鶴」平成20年10月号で意見募集のお知らせ
- ・町のホームペ ジヘプラン案の登載、意見募集のお知らせ
- ・男女共同参画コーナー(3箇所=60冊)における募集用紙等の配布
- ・講演会「しおかぜセミナー」における募集用紙等の配布 (9/25 107 冊、10/23 41 冊、2 回 = 148 冊)
- ・策定委員(10冊)、策定委員関係者(9人×5冊=45冊)における募集用紙等の配布
- ・報道機関への情報提供

3. 意見提出方法

意見回収箱に投函、電子メール、郵送、ファクシミリ

4. 意見を寄せてくれた人数

年齢別	20	30	40	50	60	70	÷L
性別	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	計
男性	0	0	2	3	0	0	5
女性	2	2	3	3	3	3	1 6
計	2	2	5	6	3	3	2 1

5.章別の意見件数

章	意見数		
第1章 計画の基本的な考え方	3		
第2章 基本理念・基本目標	9		
第3章 計画の内容	8		
第4章 計画推進の体制	5		
第5章 資料編	6		
プラン全体や今後の取り組みなどに関して			
計			



まなづる男廿共同参画プラン

女性も男性も きらきらと輝く真鶴

発行 平成21年3月

編集 真鶴町企画調整課

神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1

電話 0465-68-1131

